

第二十九回 参議院通信委員会會議録第三号

昭和三十三年六月二十六日(木曜日)午後三時四十七分開会

委員の異動

六月二十日委員横川信夫君辞任につき、その補欠として白井勇君を議長において指名した。
本日委員山口重彦君辞任につき、その補欠として光村甚助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 宮田 重文君
理事 松平 勇雄君
山田 節雄君
長谷部 ひろ君

委員

新谷寅三郎君

堀木 謙三君

前田佳都男君

最上 英子君

鈴木 強君

三木 治朗君

光村 甚助君

寺尾 豊君

廣瀬 正雄君

板野 學君

濱田 成徳君

勝矢 和三君

和三五君

勝矢 和三君

和三五君

和三五君

和三五君

和三五君

和三五君

和三五君

和三五君

和三五君

和三五君

和三五君

和三五君

和三五君

和三五君

本日の會議に付した案件
○お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○電気通信並びに電波に関する調査の件
(郵政大臣の所管事項の説明に関する件)
○委員長(宮田重文君) これより委員會を開会いたします。
まず、委員の変更について御報告いたします。
去る二十日横川信夫君が委員を辞任され、白井勇君が選任されました。また、本日山口重彦君が辞任され、光村甚助君が選任されました。
○委員長(宮田重文君) 本日は、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、郵政大臣の提案理由の説明を願います。
○郵政大臣(寺尾豊君) ただいま議題となりましたお年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。
現行の法律は、郵便葉書にお年玉をつけること、郵便葉書や郵便切手に寄附金をつけることとの二つの内容を持っている法律であります。今般改正しようとしたしておりますのは寄附金に関する部分でございます。
現行法は、昭和二十四年に制定され

たのでございまして、当時は終戦後日浅く、社会情勢は、いまだ十分安定しておらなかったため、寄附金額にいたしましては、多くを望み得ない試行的状況のもとに、さしあたり急いで現行法のような内容をもって立法せられたものであります。従いまして、その関係条文も、わずかに一カ条という簡単なものでありまして、手続的にもかなり不十分なものを残しており、実施後の状況によりまして早晩改正せらるべきものと考えられておったのであります。その後鋭意研究いたし、政府内部の意見調整に努めました結果、本改正案を提出するに至った次第であります。その改正の要点について申し上げます。第一は、寄附金を配分する対象の範囲を拡張いたそうとするものであります。

第二は、寄附金つき郵便葉書等の発行手続を整備いたそうとするものであります。すなわち、葉書等の発行前に国民に寄附目的、発行枚数、寄附金の額および寄附金の配分を受ける団体の名称を告示しまして、あらかじめ寄附の趣旨を公開しておくこととしたものと存じます。
第三は、郵便金管理委員会という特殊法人を設立いたそうとするものであります。この法人は、寄附金の管理およびその用途の適正をはかることを目的としております。その業務は、寄附金の受入、保管、交付および寄附金の用途の監査等を行います。現行法によりましますと、これらの点について責任の所在が不明確でありますので責任ある団体に寄附金の処理をさせることが適当

と考えられるからであります。さらに加えて、従来の寄附金の使途状況から見まして、計画が具体化するまでに半年から一年間の時間を要しているものが大半であり、かたがた今回の改正により災害救助等の未確定要素もありませんので、これも責任ある団体に保管させることが寄附金の適正な取扱いをすることにもなると思われまします。
第四は、寄附金の用途の適正をはかるための措置をいたそうとするものであります。寄附金の用途の適正をはかるため、郵政大臣は、寄附金の配分を受ける団体の事業を所管する大臣と協議し、かつ、郵政審議会に諮って当該団体の守るべき準則ともいふべき事項を定めることができることとし、あわせて管理会に対して、郵政大臣が所要の監督をすることができるといいたして、必要な規定を設けようとするものであります。
以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。本法案は前国会において御審議を願ったのであります。が、両院の議決の一致を見ず成立に至らなかつたものであり、その重要性にかんがみ、さらに本国会に提案をいたす次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。
○委員長(宮田重文君) 本案に対する質疑並びに討論採決は、明日午前十時より行いますから御了承願います。
○委員長(宮田重文君) 次に、電気通

信並びに電波に関する調査を議題といたします。

○鈴木強君 新大臣を迎えてきようは第二回目の委員会だと存するのでありますが、現下の諸情勢からいたしまして、私たちは新しい大臣に期待するところが非常に大きいと思います。従って、就任以来いろいろと御苦労され、また比較的大臣が国会における御活躍の中でも電気通信事業等につきましては比較的関心を持たれておりましたので、そういう意味からいたしまして、いろいろと御抱負もあろうかと存じます。私、実はここにも新聞を四種類くらい持っておりますが、いろいろと大臣が就任以来新聞記者の方々ともお会いしておるようでありまして、新聞によりまして、その内容が若干ニュアンスも違っているようにも思いますが、どうもはつきりと私たちは前の大臣の所管事項の御説明を聞きまして、われわれの期待するところの的確に触れておらないのでありますから、もちろん時間的な関係で質疑の中でということでありまして、やはり明確にする点はした方が私はよからうと思ひます。そういう意味で、きようは実は基本的な問題を——たくさんございまして、基本的な問題だけをきようは御説明をいただきたいと思ひるのであります。

まず、電電公社の第二次五カ年計画に対しての大臣の御抱負であります。ある新聞を見ますと、五カ年計画なんというのは非常になまぬるいのだと、こりいうふうな見出しが出ておるのでございまして。なるほど、われわれももっと積極的に、今おそらく百万近い積滞があると思ひますので、電話が

都会といわず、地方といわず、どこでも安く、しかも、安直に敷けるようにしていただきたい、こりいうことは全く大臣がそうお考えになっておると思ひますので、同感であります。しかし、この五カ年計画を実施し、さらにまた第三次五カ年計画なり、第四次の五カ年計画なり、次々に計画があると思ひますが、当面大臣のおっしゃる第二次五カ年計画はなまぬるいというお考えがよく理解できませんから、一つこの機会に御説明を、御所見を承わっておきたいと思ひます。非常に私は、電気通信事業は他の産業と違ひまして、新しい技術もどんどん入って参つております。オートメーションも相当急ピッチで進んでおる事業でありますから、そこに働いておる職員の労働条件です、ね、こりいうたものも非常に関連がありますので、そういう意味からいって、その本質的なこの電気通信事業というものを近代化し、オートメーション化していくという、そういう点も一つ大臣に触れていただいて、一体なまぬるいのだが、どういふふうにしてやういこうとするのか、その基本的な構想をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(寺尾豊君) これは鈴木委員にお断わりをしておかなければなりません。入れかわり立ちかわりインタビューと称していろいろの新聞記者、あるいはその他の報道員が参ります。そして難談をすることが、私が、最近私の方針をはつきりきめてそのことを発表するといふ形よりも、私の感じとか、難談をいろいろとする、その中から私の、いわゆる新郵政大臣のこれが方針だといふように取り上げている面がた

くさんあるわけなんです。従つて、これは私の考えておることが正しくそれらの新聞に報道されていらない。特に今御指摘になった、私が電電公社の三十三年度からの五カ年第二次計画といふものがなまぬるい、こりいうようなことを書いておる。従つて、私がこりいう考えを持っておるか、そりうではないのであります。私は電電公社がかなりまじめに計画を進めておる。そりうして相当第一次の五カ年計画においても最初の計画を相当上回つて成績をあげておる。ただ、私が考えておりますことは、こりうした計画といふものは、その計画以上に成績を上げておるけれども、それよりもっと、この電信電話に対する、特に電話に対する国民の要望が計画よりも強くはないか。これを国民の要望が上回つていはいないか。だからこりう、三十二年度においても六十萬の積滞数がそこに残されておる。そして、その第一次五カ年計画といふものについては、大よそ三分の一ぐらいが要望にこたえられたんだ。それです。それから、電電公社の計画といふものは、相当先を、五カ年先を見越して立てたんですからして、これには根拠があつたと思ひんですけれども、しかし、この一般社会の電気通信に対する非常な期待とか要望といふものがそれをさらに上回つていはいないか。まあ、そりういふことから考へると、この五カ年に百三十五萬個を架設をする、現在六十萬の積滞数がある、それを差し引くとこりうと半分ちよつとになつてくる、こりうと、これはこれによからうかといふ感じは確かにしておるわけでありまして。あるいはまた、

農村電話の七万にいたしましたも、私どもは常に郷里に歸つて農山漁村の諸君と接しておるのございまして、こりうの要望からいたしましては、この五カ年で七万でよからうか。これはばく然とした、計數を出して數字的に私が根拠を持つて申し上げておるのではありません。感じとしては、

こりうも、何か少し一般農山漁村の電話等に対する要望が熾烈じゃないか、まあこりういふ感じを受けるんで、従つて、私といたしましては、この特別国会が終り次第に、現地の農山漁村を行脚して、その農山漁村の各位がこの電話によるこりうの新しい大きな希望、あるいは生産の上にもそれは大きく好結果をもたらすのでありまして、こりうの日常の生活、文化生活といふこりうにも大きな期待を持つております。こりういふものにこたえたいといふことに対しては、この七万が果してそれに、いわゆるその要望にこたえ得るものであるかどうかといふことについて、現地を視察をしながら、身をもつて、一つ彼らのこりういふ要望を私自身が身に付けて、そりうしてこの五カ年計画に対して、もしも、私が考えなきやならぬといふものがそこへ出て出てくれれば、新しく、こりういふ面にはこりういふふに一つして、多少計画を増大してほしいといふことが出てきたならば、それはまた委員会の皆さん等にも御意見を承わり、私も視察の状況も御報告を申し上げ、こりうの御協力を賜わり、電電公社にもこりういふ私の意見を申し上げたい、まあこりういふたよるな感じを持つております。

○鈴木強君 大臣のおっしゃることを聞いておりますと、視察をしなければ

よくまあ把握できないが、現状の計画しておるものと現実に国民が期待しておる考え方と第一次五カ年計画といふものがマッチしておるかどうかといふことは、はつきり言えないといふことだろかと思ひますが、いづれにしても、相当積滞数があつて、その需要を満たす供給といふものが非常に少い、こりういふように判断されておるようでありまして、私は、この間新聞に書いておる、計画がなまぬるいといふことが、まあ内容がはつきりしませんからわかりませんが、しかし、受ける感じとしては、やはりそりう受け取つても、私は——私も今大臣の御所見を承わつておりましたのでこりうに感じするわけです。ですから、私もそりう思ふんです。この計画については、決してその計画がずさんだとか何とかいふことじゃないに、ベストを尽しての計画であつても、なおかつ、電信電話に期待する国民の考え方からしますと、ほど遠い感じがするわけです。そこで、私はなぜこりういふ質問をしますかと申しますと、大へん抽象的に大臣に申し上げておりますから御答弁に非常に困ると思ひますから、じゃ、もつと具体的に私は申し上げます。特に八月ごろから三十四年度の予算もそろそろ編成に取りかかるし、すでにも準備しておると思ひます。ですから、こりういふ三十四年度の予算の中にもぜひ一つ大臣の考え方をはつきりしていただいて、思い切つた一つ施策を打ち込んでもらいたいといふ私は強い希望を持つておるわけなんです。こりういふ意味からまあ御質問したいと思ひますから、お答えいただきたいと思ひます。

よくまあ把握できないが、現状の計画しておるものと現実に国民が期待しておる考え方と第一次五カ年計画といふものがマッチしておるかどうかといふことは、はつきり言えないといふことだろかと思ひますが、いづれにしても、相当積滞数があつて、その需要を満たす供給といふものが非常に少い、こりういふように判断されておるようでありまして、私は、この間新聞に書いておる、計画がなまぬるいといふことが、まあ内容がはつきりしませんからわかりませんが、しかし、受ける感じとしては、やはりそりう受け取つても、私は——私も今大臣の御所見を承わつておりましたのでこりうに感じするわけです。ですから、私もそりう思ふんです。この計画については、決してその計画がずさんだとか何とかいふことじゃないに、ベストを尽しての計画であつても、なおかつ、電信電話に期待する国民の考え方からしますと、ほど遠い感じがするわけです。そこで、私はなぜこりういふ質問をしますかと申しますと、大へん抽象的に大臣に申し上げておりますから御答弁に非常に困ると思ひますから、じゃ、もつと具体的に私は申し上げます。特に八月ごろから三十四年度の予算もそろそろ編成に取りかかるし、すでにも準備しておると思ひます。ですから、こりういふ三十四年度の予算の中にもぜひ一つ大臣の考え方をはつきりしていただいて、思い切つた一つ施策を打ち込んでもらいたいといふ私は強い希望を持つておるわけなんです。こりういふ意味からまあ御質問したいと思ひますから、お答えいただきたいと思ひます。

まず、公社が第一次五カ年計画を完成してかなりのいい成績を上げたと思はるのです。ただし、まだ、大臣もおつしやるように、需要供給のアンバランスがひどいものですが、どうして電話を作らないのかという希望が非常に多いわけがあります。従つて、何とかこれを早く需要供給のアンバランスをなくしたいというのがわれわれの念願であるわけですが、なかなか思うようにはいかない。これは、要するに、建設財源というものが非常に少いと思ふのです。大臣の御報告を聞きまして、今年の電電公社の予算を見まして、千六百九十三億が収入支出になつておりますが、その中で建設財源が七百五十億。しかも、五百八十九億が自己資金で、外部資金がわずかに百六十一億。こういうような外部資金と自己資金との割合を見ますと、アンバランスといえますが、私たちが見ますと、非常に問題のある予算の求め方になつております。しかも、第二次五カ年計画を完遂するには四千億という金が必要だ、こういうことを言つておるわけですが、しかし、国会の皆さんの御協力で、時限立法であります、設備負担法が再延長されて、三十五年までは設備負担法によつて、非常に迷惑な法律と思はれますが、とにかく電話を引く際に電話券を買つてもらふわけですね。そういう措置も三十五年で切れてしまふ。三十六、七年度というものは、今のところどうして建設財源を求めてくるのかによつと不安な状態にあるわけですね。ですから、七百五十億という今年の建設財源は、私からすると非常に少いように思ふわけです。もう少し財源

が多くあつてくれれば、農村公衆にしてももつともつとたくさんつけられるわけですね。七万なんというものは、とてもじゃないが焼け石に水です。十萬あつても二十萬あつても足りないくらい需要はありますから、もう少し僻地にも十分な恩恵をあたねく平等に享受させるということが公社の使命ですから、そういう意味からいいますと、財源というものを大きく確保していただきたいというのが私どもの気持なんです。今日一生懸命働いても、五百八十九億という資金がとにもかくにも自己資金として収入の中から求められておる。わずかに百六十一億が外部資金に依存するということでありまして、一生懸命働いておる職員からいいますと、相当にこの点は問題がある。毎年々々、自己資金が増加して、外部資金が減らされてくる。前大臣の御努力によりまして、われわれが長年主張しておりました政府の直接の融資ということが運用部資金から二十億、簡保の積立金から十五億、合計三十五億だけ初めて三十三年度に政府が融資してくれただけで、これは画期的なことだと今でも私は思つております。ですから、特に郵便年金あるいは簡易保険あるいは郵便貯金、こういう仕事に携わつておるのは郵政省であるし、その所管大臣である郵政大臣がそういう資金についても、前大臣と同様にものつと積極的にこの資金を公社に投入するよう努力をしていただきたいというのが私たちの気持であります。ですから、こういう建設財源に対する大臣のお考えがまとまつておつたら、一つこの際お聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(寺尾豊君) 鈴木委員のいろいろの御意見、私もよくわかるわけでありまして。ただ、私が長くこうした行政、特に電電公社には、かつては委員長をやりましたし、かつては委員の調査にアメリカ等にも参つたこともありまして、その後六、七年といふものは全くその方面と離れて参つておりますから、私は今感じとしてそういうことを受けると同時に、鈴木委員の御意見というふうなもの、私の意見とはまことに相通じておるものがある、そうするといふと、自分のこの感じは、案外間違つていないかなというふうな、まことに恥かしな感じがいたします。これを思い切つて積極的に何か修正しなければならぬという結論が出たということになりますれば、私は全努力を傾注して、そのようにやりたい、しかし、私の自信そのものをまず確かめる、まず、全国の国民大衆が持つ、たとえば農山漁村の国民がこの電話に持つところの強い要望、常に三分の一しか架設できなかったという、今、鈴木委員がおつしやつた簡保のアンバランス、こういうものはいつまでもこの姿で置いてはいけないのじゃないか、これはこの辺で、もう少しでもバランスをとつていけるように、アンバランスを修正していく必要はないかというふうな、大まかな私としては考え方は持つておるわけでありまして。しかし、それを自信づけるのには、やはり現地を實際に見て回つて、現地の声も聞き、そして状況を見まして、そして三十四年度予算等については、それらを基本として構想を考えてみたい、こういうふうに考えております。

○鈴木委員 大臣が特別国会のあと一カ月くらいですか、地方を回られて、実情を視察されるということも新聞紙上で私たちは知つておるのであります。が、それも非常にけっこうですから、大いにその実情を視察していただく、やつていただきたいと思ひます。だがしかし、一カ月間では果してどれだけ回られて、しかも郵政、電波、放送、電通と、非常に盛りだくさんの所管事項を大臣お持ちですから、果してその視察だけによつて必ずしも的確な自信が持てるかどうか、大へん懸念もされませんが、私たちそう思うわけですね。ですから、そうなるを今ここで私質問をいたしました。その視察が済まなければ、大臣のその自信のある答弁が聞けないということになるんじゃないかと私は思ふのです。そうであるならば、どうも今私がここで質問すること自体も意味のないことにも思ふわけですが、ただ、私の心配するのは、おそらく臨時国会まで、九月とか十月とかいつておられますが、本国会が終りますと、国会はおそらく休会になりますね、国会がないわけですから、その間に進んでいく、われわれのこの立法院の意見というものが、こういう立法院を通じて大臣に聞いていただくことができない、また、大臣の意見も聞くことができないという中で予算編成がなされることを非常に私に不満に思ふ。何とか民主政治の中で、われわれ立法院の意見を大臣よく聞いていただいて、もつともな意見はどんどん取り入れていただきたい、こういう私は考え方を持つておるわけです。ですから、まあ視察されての自信のほどはよくつこうで

すが、やはり長い政治家として、しかも、電通事業にずぶのしろうとではなと思ふのです。ですから、やはり自信のあるところは、大臣が就任されて一カ月にもなりませんけれども、日もたつておりますから、ある程度、お逃げにならないで、やはり自信を持つて、建設資金が少いなら少い、その資金を大臣は多少でも何とかしようという気持があるのかないのか、そういう点は私はやはり率直に聞かしていただきたいと思ふのです。もちろんこれから、政府は政府としてのルールがありまして、閣議の中で予算編成の機会に、あるいは公社との接触の中で大臣は大臣としての御意見を發表されるでしょう。それがうまく閣議を通りますかどうか、そんなことはよくわかりませんけれども、いずれにしても、大臣は郵政大臣としての所管事項だけはやはり責任を持つて、だれがどう言おうと自信のある考え方についていただきたいと思ふのです。どうでございませうか。その質問にあまり逃げられてしまふと、私も質問する意欲がなくなるんです、率直に言つて。ですから、視察しなくても、大臣の自信のあるところはお答えできないのですか。

○國務大臣(寺尾豊君) 鈴木さんは、私が何か逃げるとおつしやつていらつしやるけれども、そうじゃないのです。私は特に電電公社の事業に対しては相当関心を持つてゐる。従ひまして、自信のないことをここで申し上げるというよりは、責任政治をとつていられるわれわれとしては不見識だ、あるいはまた責任を感ぜざるを得ないわけですね。鈴木委員のその御質疑の趣きは十

分私はわかつております。私は真剣に、そうして誠意を持ってこの問題に取り組んでいきたい、こういうことは私深く決意をいたしております。そうしてこのアンバランスをこのままにしていけないか、この辺でそのアンバランスというものを修正をしていく必要はないか、どうかということについては、全くいまだ少く研究をさしていただいて、それから電電公社の、実はまだ総裁、副総裁等から所管事項についての、まあこれは大へん怠っているようでありまして、いろいろの關係でまだその説明を聴取いたしておりません。これなども早急にここ数日のうちに聞かして、そうしてそういうたような電電公社の現状というものを把握できなければ、あるいは必ずしも現地を見なければ一切がわからぬということにはおとしやる通りならぬと思ひますが、まあ誠意を持ってこの問題については一つ早急に、できるだけすみやかに方針をきめたいと、まあこういうことでございます。

○鈴木強君 大臣がそういうお考えであれば、これはまあお考えはわかりました。ただなるほど、おとしやることをよく聞いてみると、公社の経営の主体はやはり公社にあるわけですか。ですから、公社の当局の意見も十分に聞きたい、これはもつともです。ですから、私はきよはそういう段階では大臣に御答弁をいただくということも非常に本意でないように思ひますが、しかし、そうかといつてわれわれの意見が全然いられないうちに予算の編成でも着手されては非常に困る。ですから、以下若干電電公社に関しては要望的なことを私は申し上げておきたいと思ひます。

今、建設資金の点が出ましたが、やはり私は少いと思ふ。もう少し外部資金を電電公社に持つてきてもらいたい、もうわかりやすい言葉で言ひますが、そういうことを私は非常に強く考へております。それから公社になりましてからもう六年もたつていたのでありますが、後ほどこの点は大任にお尋ねをしたいと思ひますが、公共企業体の経営論ですね、公共企業体がどうあるべきか、そういうことも大臣にこの点はお尋ねをしたいと思ひますが、いづれにしても公共企業体というものの妙味を十分發揮しておると思ひますが、しかし、にもかかわらず、いろいろの制約があつて思ふようにいかなない点もたくさんあると思ひわけです。ですから、要はその五百八十九億対百六十一億という自己資金と外部資金との、こういう求め方についても、そこに働く職員側から見ると、一生懸命努力をして、千六百億ぐらいの収入を上げるのでありますが、待遇の面を見ましても、公社の特性というものがほとんど圧殺をされて、何のために公社にしたのか、これは職員がわからなくなつたというのが現状だと思ひます。

【委員長退席、理事松平勇雄君着席】

働いても、その金がみんな自己資金として建設資金に回つてしまふ。待遇は一つも特殊性が認められない。こういうような矛盾を感じつつ、今従業員は仕事を一生懸命やつております。ですから、この自己資金と外部資金との求め方について、もう少し私は御配慮をいただきたいと同時に、七百五十億と

いうこの資金をもつとふやして、そうして、政府の直接的な運用部資金なり、あるいは簡保なり、こういうところの資金を一つもつと大きく導入していただきたい、こういうのが私の希望であります。

それから、この電電公社の事業が、非常にオートメーションが進んでおりますが、やはり自動になりまして、職員が要らなくなつてしまふ。電報の中の機械化がやられますと、これが、やはり人が要らなくなつてしまふというやうなことで、要員の削減がオートメーションにはつきものであります。こういう点も十分御勘案いただいて、日本の社会情勢なり、経済情勢なり、産業構造の中で、どうしたらこの余剰人員をいずれかに吸収をして、職員の生活権を奪うことのないやうな中でオートメーションが実施できぬものか、こういう点も一つ十分に大臣としてお考えいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、これは、もうこの委員会で大い問題になつておりますが、電信政策について、今日公社も非常に苦慮されておりますが、何といつても百十億近い赤字がございまして、この赤字を今日は電話によつて補てんをしております。しかし、この考え方は、もつともつと論議を尽さなければならぬと思ひますが、私は、歴代大臣にいろいろと御意見を伺つて参つたのでありますが、われわれは、率直に言つて、この百十億という電信営業上の赤字というものは、非常に安い料金政策の中で運営いたしますから、経営いたしますから、どうしてもその赤字が出てくる。従つて、これを政府が補てんすべきであつて、電話収入の

中からこれをまかなうことは誤まりではないか、こういう主張を私はして参りました。幸いにして前、田中大臣は、私の主張を認めました。いろいろと努力をしてくれたのでありますが、なかなかそういう点が実現できませんでしたが、今度の大臣もどうかその点は十分御検討いただいて、論議のあるところでありまして、私は決して押しつけようとは思ひませんが、一つ、この電信の赤字経営については、この赤字を政府がめんどうみるという思想が打ち出されていただけでないものかどうか、こういう点であります。御承知の通り、今大臣御存じだと思ひますが、あなたが電報を電報局へ行つて一通打ちますと、百十四円の赤字になる。大臣が打ちますときに、百十四円赤字になるというのを知つて打つかどうか知りませんが、一般の人たちは、おそろく知らないで、電報もつけているだらうという氣持で打たれておられると思ひますが、實際にはそういうことなんです。これが特定郵便局の委託業務にお願いしてありますと、百六十円ぐらいの赤字になつております。一通電報打ちますと、そういう低料金政策の中に生まれてくる赤字であります。この赤字を、どうも、なにするか、これを一生懸命公社は考へておりますが、それにあまり急ぎ過ぎて、無理な中継機械化の促進やあるいは全国にたくさんある、八百局あります、その電報局の配達の事務を請負に切りかえていく、こういうやうなことが出てきております。それからまた、夜の電報を集中してある局で配達をする、そうして配達要員を減らすことに

は、サービスが低下するということ、が、あまりにも赤字をなくするということに考へ方が先行してしまひました、そういう結果も出てきておること、も事実であります。ですから私は、この電信料金政策上からくる赤字というものは、大臣が積極的に考へていただいて、できるならば私は、前大臣と同じやうに、政府がこれを補てんしてやるというやうな考へ方に立つてやうていただきたい、こう思ふのであります。それから、公共企業体になりましたから、さつき申し上げましたやうに、六年たしか経過したと思ひますが、やはり公共企業体というものは、何といつても、経営の主体を公社の経営者自身にまかせて、そうして、思ふ存分民間的な要素を取り入れてやつていくというのが新しい経営形態だと私は思ふのです。この点について、大臣はどうお考へになつておるか知りませんが、これは、質問として大臣の御意見を承わりたいと思ひますが、先般、公共企業体審議会というのを持たれて、その答申が岸内閣総理大臣になされておりますが、その内容についてどうお考へですか、この点をお聞かせいただきたいと思ひますが、要は、公共企業体という新しいシステムが入つて参りまして、まあ、いろいろ努力をして今日までありますが、ほんとうに裸になつて、前だれかけをかけて、そうして昔の官僚からさよならをして、官吏というやうな、そういう考へ方から、まことに、民間商社の店員になつたやうな氣持で、みなやつておると思ひわけです。しかし、そこには何といつても私は、経営者のまず一体になつての

チーム・ワークといいますが、公社の経営者陣営におけるチーム・ワークというものが第一に必要であります。そうして決定されたものに対して、責任を持つてやうていくという、やはり勤務意欲といいますが、実行意欲といいますが、そういうものを持たせようという妙味が私はなければいかぬと思います。こういう点、大臣就任早々で、どう把握されておるかばかりで、国民はいろいろの角度から公社の経営というものをながめておられるでしょう。また私たちも国会の中から、公共企業体の本旨を間違えないように、電電公社が発展をさせていただきたいという強い意欲を持ちつつ、国会の中から協力していると私たち思うわけですが、まあ、先般の政府に対する答申に対して、大臣、日が浅いから、内容をよくごらんになったかどうかかわかりませんが、今までの公共企業体の経営の中に立つて、いろいろな角度から検討された結論が出ておられるわけですから、少くとも、この答申については、政府が誠意を持って取り入れていくという方向にお考えがまともなものであると思います。そういう立場に立つて、今の公社の経営というものを大臣がおなめになつて、まあ、それは非常に抽象的になりまして恐縮であります。が、うまくいっておるといふに御判断になつておるか、あるいは改革すべき点があるというふうにお考えになつておるか、これは、その前段の、公共企業体に対する考え方とあわせて、一つこの際お聞かせをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(寺尾豊君) 大へん、私にとつてはきわめて有意義な御意見を承

わつたのであります。答申の詳細な内容については聞きませんけれども、まだ私は調べておりませんが、電電公社はやはり公共企業体として経営をする方がよいのだというふうな答申であるかに聞いております。従いまして、鈴木委員が今申されるように、公共の福祉増進に対して、電電公社の総裁以下その公社の従業員などが、これはもう今おっしゃる通りに、一体になつて、公共の福祉を増進するという大きな目標のもとに私は協力しようというこの形が、これは私としては、今日とつておる形であるということにおいて、さらにそれを能率的に、また和を持って一つ、電電公社が総裁からすべきな使命に徹するといふ、この経営の方法、これが電電公社に対して、私の今持つております要望であり、また私の考え方でありま。

○鈴木委員 もう少し、私も具体的に質問しましたから、具体的に御答弁いただきたかつたのですが、まあ最初からおっしゃつておるうちに、自信を持った答弁をしたいといふ大臣の御要望のようでありま。それから、どうぞ自信を持って答弁できるように、一つ御研究をいただきたと思ひます。それで、私は、まだたくさん公社の問題につきましましてございます。しかし、この点はまた機会をあらためて申し上げることにいたします。きょうは、電電公社関係はこれで終ります。

「理事松平勇雄君退席、委員長着席」

その次に、放送関係でちよつとお尋ねいたしますが、前委員会でも森中委員から、大臣がこの就任早々おっしゃつた中で、誤解であつたとかかなかつたとかいふようなこともございましたが、例のNHKの料金値上げの問題、それから放送法の改正の問題であります。が、私もこうたんねんに調べてみますと、やはりどうも大臣が、委員会では聴取料金の値上げは、わしはそんなことは言わなかつたとおっしゃいます。たが、就任早々で、いわゆるインタビューといふことかなんか知りませんが、来てですね、話をされたときに言つたかどうか知りませんが、いろいろ聞いてみますと、どうも値上げというアイデアを持つておるようにとられるような発言をしたのが、やつぱり真実らしいです。ところが、あとでいろいろ意見が出てきたので、これはいかぬといふことで、それで慎重論になつてきたのだといふようなことを、大へん僥越ですが、推察をしておるわけでありま。しかし、これは大臣がそうお考えになるように、現実にはわれわれが三十三年度のNHKの予算を審議するときに、非常に痛切に感じた問題であります。われわれは、もちろん聴取料の値上げには反対をいたしました。が、さればといつて、それでは減価償却自体が十分に見られないような、非常に危険な橋を渡るNHK予算を、われわれが国会で責任をもつて通すといふのは、あまり自信のない経営の実態になつておる。ですから、この点については、料金値上げなどという点にたよらずに、公共事業としてのNHKに勇断を振つて、政府が設備資金なり、投資といふものをやつていくという方向に意を注いでいただいて、もつと地についた、力強い前進のあるNHKの経営をやらな

ければいかぬと、私は感じておる。ですから、そういう意味で政府が、これはまあ今後のことですから、どういふかわかりませんが、料金値上げをしないで、とにかくNHKがほんとうに本来の放送法に基づく公共放送としての使命を果せるような予算を、裏づけをしてやるという考え方が、大臣に私はあると思うのです。その求め方が、国の予算を出していくか、資金を出していくか、あるいは料金値上げによるか、この二つを、私は大臣は頭の中に描いておつたと思うのです。そのことが、たまたま新聞料金と比べたらといふことを言われたのであります。それから、おそろしく新聞に書いてあることも、あなたが大臣が否定されるようなことも、私はないと思うのです。が、そこで、どうでございますか、三十四年度のNHK予算も、もうそろそろ今言つたように、準備にかかつてい

ると思ふのですが、やはり政府が、この点は明確にその方針を示してやらなければ、NHKの予算は立ちません。去年は前大臣が料金値上げをするのだ、するのだと、さんざん言つておつたので、そのつもりでどうもNHK側もやつたらしいのです。途中でもつて、選挙がきたものだから、政策上ストップするといふようなことになつたと思ふのです。これは推測をして非常に申しわけないのですが、その判断されてもやむを得ないと思うのですが、そういうことで、非常にNHK予算が行き詰まつたものになつたので、われわれは、幾つかの条件をつけて、不満でしたが通しました。ですから、その点を早く、私は、やはり政府の態度を明確にしてやしませんと、非

常に困ると思ひますから、この際、ほんとうに大臣が聴取料金を値上げしてNHKというものを伸ばしていくのか、テレビも非常に拡充する段階でありますから、新しい事業としての予算もかかるわけでございますから、やるのか、あるいはそんなことでなしに、われわれが言つておる通りに、もつと資金といふものを政府が融通してやるという考え方であるのか、その大きな方向を、一つこの際明確に、もう一度執念深いよりですが、お聞きしたいといふことが一つ。

それからもう一つの放送法の改正は、これも大臣のおっしゃることを聞いたそのニュアンスでは、民放と公共放送と二本立て放送法の改正を考へていふのではないかと受け取れる。前回提案されたように、内容が幾たびか変更されて、この委員会にかかつて参りました。が、とにかく廃案になつて今日にきています。そして次の臨時国会に大臣が出るといふことには、おそろしく変りはないと思ふ。あなたは、民放と公共放送の実情に即した放送法の改正をしたいといふことを言つておる。そのでありますから、この点も、もう少し明確に、臨時国会には大体出すような構想であるよりでありますから、前回より以上に大幅に、思い切つて改正しようとするのか、あるいはほどの程度のことをやろうとするのか、この程度のこととは、ここで答弁できると思ひますから、この二つのことをお答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(寺尾豊君) なかなか鈴木さんの質問が上手で、何か言うてみたいような気がするのですが、いざ言うてみようとする、自信がないとい

うわけであります。ただ私は、NHKの設備、施設等が特に地方で老朽化している。非常に昔の、何十年前に作つたままに放置されているというようなことを、かつて委員長の時代にすでに見ていたわけでありまして、ですから、こういうものはNHKが大きな意欲をもつて、敢然としてこうしたものを時代に即応してやはりこれを新しい設備なり、施設にする勇氣がなければならぬのではないかと、こういうことを私は考えております。ただ、そうしたNHKの敢然とした勇氣を具現させてやめるためには、政府が何らかやほりこれを考へてやらなければいかぬじゃないか、その方法を、いずれの方法をとるかということについて、私は、まだいづれをもつてすべきかということについては、確たる自信を持っていないのであります。これは率直な——鈴木さんが誠意をもつて言い得る最大のことを言えという御命令だから、仕方なしに、私はまだ自信のないところだけれども、かつてNHKの地方局を視察したときのことを想起して、何とかこの標準放送のような新しい一つの形も取り上げていかなければならぬ。それにはNHKが勇氣がない。NHK自身が一つ何かそれを打開し、新しいそうした時代にこたえ得られるような改善、その他も参りたい。それに對しては、政府も当然これは考へてやらなければならぬが、これはどうしたものであらうということが——私の現在の氣持であります。

それから放送法の改正というものは、もうある意味においては各界の世論だ、放送法を何らか改正をしなければならぬということは、一般の常識だと、こういうふうに考へております。が、しかし、内容的にこれをどういふふうに直していくかということについては、すでにこの前の田中郵政大臣がお出しになった放送法の改正が審議未了になっている、あるいはこれに對していろいろ各界の意見もあるというところでありまして、就任わずか半月の私が、これはどう直してくれ、これをどういふことを、自信を持って言えとおっしゃつても、それは鈴木さんが私にかわつておればできるかもしれないが、私は、長くこの仕事から遠ざかつておつて、ここでこうとは言えないが、私はそんなに長く待つてくれ、あるいは、まだまだ当分検討するのだという形においては、改訂するかどうかという形に、この放送法の改正問題を、どういふ形において改訂するかということとをきめたい。おそらく、それはそんなにいつまでも遷延すべきではない、こういう考へ方を持つておりますから、その内容、この点がどう、この点がどういふふうにとりようが具体的なお答えを、責任あるお答えを申し上げるのには、若干一つ検討をさしていただきたいと、こういうわけでありまして、

と、こういうふうに考へております。NHKが、しかし、内容的にこれをどういふふうに直していくかということについては、すでにこの前の田中郵政大臣がお出しになった放送法の改正が審議未了になっている、あるいはこれに對していろいろ各界の意見もあるというところでありまして、就任わずか半月の私が、これはどう直してくれ、これをどういふことを、自信を持って言えとおっしゃつても、それは鈴木さんが私にかわつておればできるかもしれないが、私は、長くこの仕事から遠ざかつておつて、ここでこうとは言えないが、私は、そんなに長く待つてくれ、あるいは、まだまだ当分検討するのだという形においては、改訂するかどうかという形に、この放送法の改正問題を、どういふ形において改訂するかということとをきめたい。おそらく、それはそんなにいつまでも遷延すべきではない、こういう考へ方を持つておりますから、その内容、この点がどう、この点がどういふふうにとりようが具体的なお答えを、責任あるお答えを申し上げるのには、若干一つ検討をさしていただきたいと、こういうわけでありまして、

と、こういうふうに考へております。NHKが、しかし、内容的にこれをどういふふうに直していくかということについては、すでにこの前の田中郵政大臣がお出しになった放送法の改正が審議未了になっている、あるいはこれに對していろいろ各界の意見もあるというところでありまして、就任わずか半月の私が、これはどう直してくれ、これをどういふことを、自信を持って言えとおっしゃつても、それは鈴木さんが私にかわつておればできるかもしれないが、私は、長くこの仕事から遠ざかつておつて、ここでこうとは言えないが、私は、そんなに長く待つてくれ、あるいは、まだまだ当分検討するのだという形においては、改訂するかどうかという形に、この放送法の改正問題を、どういふ形において改訂するかということとをきめたい。おそらく、それはそんなにいつまでも遷延すべきではない、こういう考へ方を持つておりますから、その内容、この点がどう、この点がどういふふうにとりようが具体的なお答えを、責任あるお答えを申し上げるのには、若干一つ検討をさしていただきたいと、こういうわけでありまして、

と、こういうふうに考へております。NHKが、しかし、内容的にこれをどういふふうに直していくかということについては、すでにこの前の田中郵政大臣がお出しになった放送法の改正が審議未了になっている、あるいはこれに對していろいろ各界の意見もあるというところでありまして、就任わずか半月の私が、これはどう直してくれ、これをどういふことを、自信を持って言えとおっしゃつても、それは鈴木さんが私にかわつておればできるかもしれないが、私は、長くこの仕事から遠ざかつておつて、ここでこうとは言えないが、私は、そんなに長く待つてくれ、あるいは、まだまだ当分検討するのだという形においては、改訂するかどうかという形に、この放送法の改正問題を、どういふ形において改訂するかということとをきめたい。おそらく、それはそんなにいつまでも遷延すべきではない、こういう考へ方を持つておりますから、その内容、この点がどう、この点がどういふふうにとりようが具体的なお答えを、責任あるお答えを申し上げるのには、若干一つ検討をさしていただきたいと、こういうわけでありまして、

○鈴木強君 その点は、大へん立ち入って恐縮でございますが、私は、非常に御答弁を聞いて不満に思うので、特にこの点は、少くとも、理由なしにとかくもうその時期だと、またあなたも理由なしに一つ頼む、こういうふうな御問答的なことをやっておつても、うちがきませんよ。われわれだって大臣から、大蔵当局はこういう理由によって反対されておるのだ、通産当局もこういう理由で反対されておるのだ、その理由が納得できれば、私たちも自分たちの意見を固執せずに、率直に申し上げるかもしれませんし、少くとも責任ある大臣が、所管は向うでありまして、しかし、直接にこのテレビを監督していく立場に立つておる大臣でありますから、もつと私は責任のある、そうして自信のある、今日の放送事業に対する大局的見地に立つて、少くともこの減税措置といくべきは、あと一年か二年続けていくべきだ、こういうあなた、強い信念を持って交渉してもらわなければ困ると思う。まだ最後の段階ではないというお話でありますから、そういう意見も一つ明確にして、大臣からかけ合つてもいいと思つて、もしそういうあいまいなことであれば、私たちはまだ委員会があるわけですから、次の機会に大蔵大臣と通産大臣をここに連れていただいて、私は意見として申し上げたいし、意見も聞きたいと思つて、大臣御折衝していただけますか。そんな子供に言うような無条件で頼む、無条件でためだといふ、そんなような気の弱い大臣ではだめです。

○光村善助君 大臣、さつきからあなたの御答弁を聞いておりますと、今、鈴木君が御問答だと言いましたが、ほんとに御問答なんです。NHKの放送法改正をやるのは世論だとなつて、言つて、やらなければならぬ、しかしどう改正するかはわからない。今も、NHKの立て直しの問題でも、何らかの方法で立て直さなければならぬ、いすれの方法をとるかかわからない、さつきから、私にとっては、非常に非常に重要な御意見で、能率的には、追つて立て直さなければならぬ、何ですか、目下調査研究、これでは審議にならないですよ、実際委員会として、あなたはこの間の新聞論評にも出てたのですけれども、全く人を食つたような答弁です。戦前の大臣の答弁なら非常に偉いかもしれない。前の田中郵政大臣なんか、ほんとうのところさつきばらんであつた。さつきばらんであまり得意でないことを二千も四等局を作るような、でもしなことを言つた、あんなことを言つてもらわなくていいんですから、目下調査研究、いすれの方法でという措置をとるか……これでは委員会の私は審議にならないと思つて、あなたがそういう意見であつたら、あしたから僕らは審議があるのです、そういう御問答なら、私は審議できないと思つて、だから、少くとも大臣になつたら、私もそれはそれとあつたところと思つて、少し誠意のある答弁をしてみたいと思つて、すが、どうなんですか、実際はかばかりです、これでは。

○国務大臣(寺尾豊君) 光村委員の私に対する御注意は、これは誠意をもつて拝聴いたしますが、事がきわめて重大な問題については、これは今あなたに質問を受けたからとて、私が自信のないことをお答えするということこそが、私は、はなはだ無責任だ、こう考へるんです。ですから、そういうことについて、何か言わさう何か言わさうということでは御質問されても、これは私としてはお答えできない。それですから、そういうことについては、私がいつまでもそういう形で置いてくれないで、申し上げるのではない。まだ所管の説明も聞いておるその中であるから、私としては、放送法改正等のきわめて重大な案件については、少くともこれを軽々に私が自信のない答弁はできない、これは私の信念でございます。そのことによつて、あなた方がけしかる、あなた方が、なせばいい言わぬかと……、はつきり言ふに検討中であり、ほんとうに私が自信を得るということ、これはこれから半年か一年も先というこででないですが、今年少し研究をさせていただき、検討をさせていただきます、こういうことに御理解をいただかなかつたら、私は大臣としての責任は果せない、こう考へております。

○鈴木強君 大臣のおっしゃることも私たちがわかりますから、お断わりをしようとしておるんです。ただ光村委員は、だから聞いておつていかに自信がないじゃないか、もう少し自信を持って大臣としての信念を吐露していただきたい。特にこの委員会はほかの委員会と違いまして、委員会になりますればあなたも所管の大臣を論じるというこでなしに、ほんとうに腹を割つて、そうしていろいろ委曲を尽して話そうじゃないか、こういう気持ちになつておるんですよ。だから、決してあなたに何か言わせよう言わせようなどというこではないんですよ。そういうふうな大臣がわれわれの腹を割くつておるのならそれは認識の大間違いだ。それは、私たちは信頼できる大臣であるし、大いにあなたの所管事項に對してはがんばつてもいい、いすれでも、われわれも微力であつても一つ協力していこうじゃないか、できるところは。そういうつもりで、もつと親近感を持つてわれわれはやっていきたいというこなんです。まああなたが議長席にすわつて苦虫を食ひつづつて議論を眺めるようなことを、だれかひやかしておつたのだが、そんなことでは、にこにこ笑ひながら、もつと身近かになつていこうというこを光村委員がおっしゃつた。私も、言葉が過ぎたかもしれないが、最後に申し上げたことは、少くともテレビの物品税の問題については、もうすぐ七月の一日です、ですからこれはもう検討中というこは許せないと思つて、率直に言つて、前的大臣から引き継ぎがあつたと思つて、私はあなたはどういう折衝をされたか、所管大臣でないのだが、放送事業というものを見る立場に立つておるのですから、そういう意味で、前大臣の努力をして約束してくれてやつてくれたのですから、もつと私は理解のある根拠をもつて大蔵、通産大臣にあなたが當つてくれたと思つた。ところが、答弁を聞いてみると、もう無条件に、理屈なしに、こつと時期です、こうおっしゃつておるというから、そんなことじゃ困ります、もう少し自信のある、私たちは

こういう事由によつてだめだ、ことしからは六月一ぱいでもがまんしてもらいたいという理由が示されれば、私たちもその事由によつて納得しようというこです。ところが何も言わないで、そういうから聞いてきたということ、こつとで言われたんじや、何のために大臣かというこを私は言いたかつたので、ちよつと言葉が過ぎたかもしれないが、最後のテレビの物品税の問題について、もう少し私は確信のあるこをこの委員会でも聞かしてもらいたい。結局、大臣に何か言わしてあげ足を取るなんというこは考へておりませんから、安心して一つ言つて下さい。私は、正直といふことが一番好きなんです。何か正直に言わないのはいけないと思ふ。間違ひもあるかもしれない、人間は。だけれど間違ひは間違ひで正しておきましょうや、率直に。だから、ほんとうに他の大臣が、無条件で何にも理屈なしに、今が時期だからやめてくれ、こう終始言つたとすれば、これはあなたにそれ以上私が言つても答弁はできないと思つて、さつきから、もう少し閣僚同士の話ですから、お互いにこういう理由によつて一つもう一年間なり、二年間なり延ばしてもらいたい。こういうこを大臣もおつたやつたでしよう、また、大蔵、通産も、実はこういう事由があつて、実は一つ物品税はこつとでがまんしてもらいたいという話のやりとりがあつたんじやないかと私は思ふ。なければおかしいと思ふし、そういう意味から、実はあなたにもう少しこの点だけは正確に一つ確信のあるこを聞かして

らいたい。こういうふうに申し上げておるわけですから、誤解をしないで一つお願いしたいと思います。

○国務大臣(寺尾豊君) なかなか御質問が……。大蔵大臣かあるいは通産大臣がどう言ったんだという事について、私が、どうも大蔵大臣がどう言った、ああ言ったという事をお答え申し上げるということについては、私は、考えざるを得ないのです。私は、この大衆の持つ日常生活のかとともなっているテレビ、しかも十四インチ等のものに対して時限的に一七〇、いやゆる三〇税が軽減されている。こういうことは、今テレビに対する熱意が非常にさらに高まりつつあるのであるからして、それで、これを一つさらに延ばしてほしいということに対して、向うは、それは困るのである、こう言っておるのですから、その会話を、どういふ会話をかわしたかということも言っても、私が閣議で、あるいはその他で言ったことを、鈴木委員に私がこう言った、ああ言ったと申し上げることは、鈴木委員お考えになっても、何か私はそれでは不見識なような責任を感じるわけなんです。それで、私から、私がそうした努力が足りないというおしかりは、私のほうはもとより責任であり、その責任を感じ、あなたのおしかりを私は心から感謝をしつつお受けざるを得ないのです。郵政大臣さきさまが足りないから——その通りでありまして、私がさらに一年なり二年なり延ばし得ないことは、このテレビに対する私の立場からいうと、私の力が足りない、これはあなたのほうのおしかりの通り。けれども、向うがどう言ったかということに対するお答え

は、私はまことに申し上げかねるわけでありまして。私は、今の段階では、さらに一つ延ばしてほしいという要望を目下しているわけでありまして、それで、さらにもっと強く最後の努力をせよ、また私もしなければならぬと思う。そういうことに対しては努力をいたしつづけてありますが、見通しとしては、こういうことで御了承を願います。

○鈴木強君 大臣にいろいろ御所見聞いておるのですが、大事なところで私たちから見ると、確かに、言い方は悪いかもしれませんが、逃げていくような感じがするんです。もつとぎつぱらん……。別に私は大蔵大臣がどうのこうのということを推察してということではない、少くともあなたが一七〇でとにかく今しばらくやつてくれということとはわかりました。そういうことをあなたが言ったことはわかりました。そういう意見で大蔵、通産にお話を下されたと思ふんです。ところが、向うはそれに対して、何かやはり言っていると思ふんです。言っていると思ふんですが、そのことは、やはり国民に私は知らしてやるべきことだと思ふんです。かりに七月一日から二〇〇に不幸になつた、あなたが、私の力の足りないところでありまして、これはもちろん謙虚な態度で臨むことはけつこうであります。しかし、それだけでなしに、こういう理由によつて、実はせつかくテレビの発達の段階における措置としてのささやかな政府の措置であるが、こういう措置をとつて、もつと普及発達させるように努力をしたんだが、実は政府のこういふ実態によつてできなかったけれども……まあそれはどんなことになるか

わかりませんが、そういうことをやはり国民は知りたいし、そういうことを知ることもやはり政治です。ですから、何も大蔵大臣が言つたことを、もつといろいろな点に勤めて、われわれがこゝで言えというなら、それは大臣が言えぬということもわかりません。しかし、あなたがこゝでいう点でこゝやつてくれと言つたことに対して、大蔵省なり通産省が言つたことが、こゝで言えないということじゃ私はないと思ふんです。それじゃ、われわれは、やはり郵政大臣や大蔵大臣なり通産大臣をこゝへ呼んできて聞かなければならぬが、それもさまじやないですか。とにかく郵政大臣が入つておられるのですから、必要のないことじゃ私はないと思ふ。決して失礼なこともでもないと思ふ。閣議の秘密事項をこゝで話せというなら、あなたもそれは怒られるかもしれないが、そうじゃなしに、まことに理屈のある問題に対して、どういふふうにお答えをなさつて、向うはこゝで御折衝のことしからやめてくれとおつしやつておるか、その理由を明らかにすること、あなたの大臣としての立場として、当然のことじゃないかと思つて聞いています。しかし、どうしてもおれはそんなことはしやべれないんだと言ふなら、私たちがこれ以上もお聞きしてもお答えにならぬでしようが、私たちが言つておることは、決して筋の通らないことを言つておると思ふ。当然こゝであなたが、われわれに聞かすべきことを聞かせないということは、筋が通らぬことで、重ねてこの点はもう一回申し上げて、だめならだめです。

○国務大臣(寺尾豊君) なお、明日も委員会があるやに聞いておりますから、この問題については、私から明日またもう少し……。鈴木さんのあるいは御満足がそれでもいかぬかもしれないが、いま少し私も、さらに折衝をいたしました結果等をお答弁申し上げます。

○光村基助君 大臣に伺つておることに、ちよつと怒つておられるんですが、あなたが怒ればこつちの勝だと思ふんですが、私は、国会を通じてあなたからやはり発言をもらつて、それがやはり国民の前に明らかになるのが国会なんです。私は、この間衆議院の委員会を聞いてみました。あなたと森本委員との問答も聞いてみました。前の田中大臣が、全部短波にしようと言つていたんです。そうするとラジオを買いかえなくちゃならないじゃないか、ラジオを持つておる国民が、皆戦々きようきようなんです。今度の大臣はどうかだということも森本委員が聞いています。それであなたは、目下調査研究中だ、何を調査研究しているんだと森本委員が言つておる。国民が聞きたがつておるじゃないかということも聞いておるわけなんです。一日も早く国民は知りたがつておるんです。短波でもやられたら大変だ、貧乏人は、なければならぬと、国民関心の的なんです。だから郵政大臣になつたら、少くともそういうことは早く研究して、おれはやらぬんだ、しかし、これはやらなければならぬんだ、三年計画くらいにやるんだ、こういうことでやつてもらわぬと、われわれが納得して……。あなたの意見が、国会を通じて国民にわかるわけです。そうするとラジオを

持つておる人は、今急にやらぬでもいいんだという安心感がある。前の大臣は、いかにもやりやうだから、皆びつくりしている。そういう点をあなたに聞いておるわけです。何もあなたをいじめて、あけ足をとろうというよりな考えは、実際上持つておられません。それから、さつきのむし返しをするわけじゃないんですが、放送法改正は世論の方向に従つて、どういふ方向に改正しなければならぬというあなたは具体案があるはずなんです。私は、放送法は改正しようという世論が上つておるとは思つていない。だから、そういう点で話し合いをすればわかる。私が言つたのは、何か前大臣のように、人をなめたようにあなたたち二人はやつていかうかと思ふんですが、聞いておる私たちは、何を言つておるかというよりなことを考えても、ちつともわからないじゃないか。これじゃ国会で明らかにならないです。そういうことでなしに、ほんとに一つこの委員会を通じて、国民に明らかにしてもらいたいということを言つておるんです。別にあけ足をとろうというんじやありませんから、誤解のないように。これは田中前郵政大臣なんかは、実にあけつ広げで、できもしないことを次々に打ち出して、かえつて好感を持たれて、聞きもしないことまでどんどんしやべつちやう。あの人の郵政省の本年度の仕事のあり方というものをわれわれつかめる。それは、私は人のあけ足をとつてどういふことではないように、今後一つ議事を進めるように御協力をお願いしたいと思ふ。

○鈴木強君 それじや大臣、その次に、今テレビの問題が出ましたが、テレビの影響というものは、非常に顕著に最近いろいろな面に現われてきていると思ふんですが、私も非常に心配しております。ところが、たまたまこれは朝日新聞の六月二十二日の夕刊に「凶悪犯続出とスリラー番組、テレビに責任はないのか」というような、解説みたいなものが出ています。この内容が私に読んで、自分でテレビに対して持つておいたような気がしたわけですが、先般いたいたけな十幾つですか、十三ぐらいの姉妹が父親を絞め殺したというようなことですね、こういったことを考えても、この中で取り上げていくように、どうもあまりにも犯罪の場面がテレビに多いんじゃないか。ここに統計的に出ておられますが、ちよつと見ても、一週間に百九回の犯罪場面が見られると書いてある。刃物や飛び道具が出てくる場面が八十三回、非常に画面にこういう凶悪的な点が多いので、こういつたことがいろいろな最近の犯罪行為に影響しているんじゃないか、こういうのが見出しになっているんですが、これはもちろんテレビの方は、テレビ会社として、自信を持って放送されていると思ふんです。また、それを受ける国民は、正しい判断の上に立つて見ていると思ふんです。だから、私はどちらが悪いというようなことをここで言う気持は全然ないのではありませんが、しかし、この番組の編成内容等につきましても、これはわれわれ国会におきましても、相当私は関心を持つておるところであります。で、放送法に基いて、

番組審議会がございます。そこにおいて相当に論議を尽してやられるわけでありまして、私たちは、それに対してつてこべき言ひ必要はないと思ひますが、ただ、法律によつて、こういう番組編成の内容に対して政府が干渉する、こういうことは絶対に私は反対であります。しかし、放送される当事者、こうした人たちの倫理観といひますか、やはりテレビに対する責任といひますか、そういったものを十分に持つていただけるような、何らかの懇談的な場面でもいと思ふんですが、やはり民放連というものもあるわけでありまして、政府と懇談的に、こういう番組編成に対して、やはり話し合ひをするようなことが必要な時期にきているんじゃないかと思ひます。その点に対して、郵政大臣はどんなふうにお考えになつておられるのか、簡単にけつこうです。これの御所見を承りたい。

○国務大臣(寺尾豊君) このことについては、私は鈴木委員と全く同感でございます。番組編成そのものにとやかく干渉する、これはもちろんできませんけれども、しかし、そうした少年の犯罪等がテレビの影響によつて、各所でそういう犯罪事実が起る、それはテレビが影響して、それによつて、それがまあ主たる原因になつていふというように、これはゆゆしい社会問題として、その番組編成に干渉するとかどうかというような問題ではなく、もう社会問題として、まあ懇談会とか、あなたのおつしやつたようなことの際において、こういう問題を懇談的に善処方を相談をしていくというようなことは、私は当然必要ではないか。

この点においては、鈴木委員の御意見と全く同感でございます。

○鈴木強君 私は二つの立場からこの点を考えていたのだと思ひます。一つは、幸い大臣も私の意見に同感であるので、誤解があつてはこれは非常に困りますから、特にこの際申し上げておきますが、私はこのテレビの、今申し上げた百九回の犯罪場面を見せつけられ、凶器や飛び道具が出てくる場面が八十三回ある、一週間にです。こういうことが凶悪犯続出の原因になつていくんじゃないかという、こういう一般の見方があると思ひます。しかし、これに対して、実際に放送をしていく当事者の方から言ひますと、ここにも、まあこれは朝日新聞の記事ですから、私は間違ひはないと自信を持つておられるわけですが、たとえば日本テレビの久住編成局長は、こう言つておられるのです。「殺ばつた番組で一向にさしつかえない。探偵物でも悪玉は必ず捕まり、勧善懲悪の教訓がちゃんと織りこんである。暴力は決して賛美してないのだ」、まあこういうふうな言つておられるのです。ところが、一方警視庁の近藤防犯部長は、こう言つておられる。「最近、少年がけんかをすると、タカリをするとか、徒党を組んで乱暴を働く傾向が強まつて来たのには、テレビの影響があるだろう」、これはまあ断定はしてないが、あつちうといふふうに見ておられる。こういう見方に問題がある、両方の見方にですね。

よつてとか、命令によつてとか、そんなことは当然大臣も考えておられないで、道義的な問題として、やはりいろいろな角度から研究してみよう必要があるんじゃないか、こういう立場に立つて私は申し上げておられるわけでありまして、ですから、まあやり方によりまして、非常にこれは波紋を起しますから、慎重に十分御検討なさつて、そういう趣旨によつて一つやろうというようなことにしては、きん然と賛成をされた上でやつていただきたい。ただばく然と招集をして、テーマを与えてやるといふことじやないで、その趣旨を十分に理解していただいて、そうして両者で一つ研究してみようじやないか、難談でもいいから研究してみようじやないか、検討してみようじやないか、こういうふうな雰囲気の中で一つやつていただくといいような、まああつせんと言ひますかね、そんなう希望意見を作つていただきたいという希望意見は申し上げたわけですから、その点は一つ誤解のないようにしていただいて、今後善処していただきたいと思ひます。

それから次に、まあ前大臣が、非常にチャネル・プランの割当、そうして予備免許等もたくさんなさいました。しかし、その後のいろいろと各局とも準備を進めていると思ふのであります。御意見等を聞きますと、非常に予備免許を取るまでに金がかかつて、そうして今開設の準備をしているわけですが、なかなか資金的にも困難なものがあつたりする、こういうふうな見通しを持

たれているようでありまして、確かにわれわれ見て回つてみましても、非常に資金的な面で苦慮しているところもあるやうであります。ですから、こういう点についてもう少し体系的にあな

たが考えてみたい、体系と系統ですね、こういったものを一つ考えてみようじやないかというお考えを持つておられるんですが、私はこの際新大臣として、はつきり一つ御所見を承つておきたいのは、このテレビ、放送、新聞、こういった言論機関の問題についてでありまして、私は少くとも一つの、一人の人が新聞も、ラジオも、テレビも独占していくというところは反対なんです。この点は前大臣も、政府も同感であつたわけなんです。で、その思想に立つて、予備免許のときにもいろいろ条件を付けておられますが、たとえばその後ずつと見ておられますと、相当にうまくいっている、大多数のところは、しかし、若干幾つかのところは、いろいろな条件があるのではありませんか、沈滞しているところもあると思ふので、その点、そういう点についても、ただ形式的に、たとえば社長をやめたという格好になつていますが、新聞社です。まあ実際にその実権を握つた人がテレビの発起人になつていて、代表者になつていて、こういうふうなこともなきにしもあらずだと思ふのです。そういう点も一つ十分予備免許を与えて、その条件を満たすということにならないときには、これは取り消すこともあつたわけですから、その条件については一つ十分に守つていただくと同時に、新大臣としても一つお考え下さるという点についてどういふふう

考えていくのかということだ。その点も一つお聞かせいただきたいと同時に、かりに、もしも条件に満たないでずる延びていつてしまつて、そして決定されておる、指定されておる日までに開設ができなかつた、そういうふうな場面もなきにしもあらずだと思ふのです。そういう際には、再申請とか何とかも出てくると思ひます。しかしその際、今までの申請の中に入つておつたような人たちが、またあらためて申請をしていくというふうなこともあり得ると思ふのですが、そういうふうな場合にはどういふふうに対処される御決意でありますか。この三つの点をちよつと承つておきたい。

○国務大臣(寺尾壽君) これはいわゆるマス・コミに対しての独占といふものは、これは好ましくない、まあこういう基本的な考え方立つて、前田中大臣、あるいは前々大臣等もいろいろ苦慮せられて、そしてその申請者に対してはいろいろとあつせんも、またいろいろ懇談もして、予備免許を与えた。特に、もうここに出ておる濱田局長などは、そういうたようなところにまあ心配をされてきたといふことは御承知の通りであります。大部分は、私は順調に建設、あるいはその他の準備が進められておると思ひます。しかし、中には必ずしもそういつていない、こういう点については、やはり予備免許を与えて、いわゆる郵政大臣としては、これを健全に発達をいわゆるさせしめるというところに私は責任があると思ひます。許可を与える、しかもこういう方法によつて、一つ和をもつて、まあ一口にいへば相協力して、この高度の使命といふものを果していこうじやない

かということであり得るから、こういふ、このあととかく円滑を欠いた、開局に対する建設その他に支障を来たしておるという点に対しては、相当な関心を持つてこれを育成をしていく必要がある。正常な形に一つ協力をしていくといふことは、私はしなやかならぬ。まあそういう意味で、私はできるだけそういつたような、現地も見せてもらいたい、こういうことを考へておるわけであり得る。

ただ、系列云々とかいふようなことについては、私はそういつたような考へ方は持つていないので、これはむしろ各会社が高効率、高度にその経営といふものを、企画といふものを経済的に技術的に優秀な企画を立てて、そして自分の持つその高度の経営といふものをやつていく、ただこれは専門的な問題でありますから、局長にもそういつたような点を考へていただかなければならぬと思ひますが、何といふても技術的な面も相当大きく考へていかないと、今後各会社が各放送、このテレビが開局せられ、そしてその有効エリア等がはつきりいたしますと、その間にいろいろのプランク、あるいはその間のさらにそれを調整しなければならぬといふような問題も起つてくると思ふのですが、そういう問題については主として技術的にそれを解決していかなければならぬのじやないか、お互いが自分の会社だけのことを主張していく、あるいはその同じ会社の中でも相対立して相剋、摩擦を起すといふような形は、これはすみやかにそういつたことは是正をしてもらわなければならぬ、予備免許を与えさせたそのとき

によつてはつきりいたしておりますから、それらの点を順守して、そして高効率に、技術的、経済的に会社の建設あるいは放送といふようなものを高効率に発展してもらひ、そして最後に今申し上げたように、全国的にやはり技術的な調整、その他の、私は、問題が出てくるのじやないか、こういうふうな考へておられます。これは現地の等々も観察もし、あるいは建設状況も見せてもらひ、あるいは今日若干の会社では、まだ資金の問題も見通しがつかないといふようなものもあるが、私は私に聞いておるわけですが、そういう各般の問題について郵政大臣といひましては、健全にこれが所期の目的を達し得られて、そして能率の高い放送がなされ、そして努力を、これはあらゆる点で努力をして参る、卑近な言葉であります、めんどうを見ていくべきだ、こういうふうに考へておられます。

それからこれは、福島には予備免許を与えようとしたものがどうもうまくいかないといふようなことについては、この予備免許はこれは与えないといふやうなことを、一応局長の方でもそういう意見を持つて私に報告をしておるのであります、そういうやうな際には、現にそれらに対しては注意も喚起をするし、また再び免許をそれに与えられ得ないものは与えない、こういうのはつきりした方針で、厳重なる方針で進みたい、こう考へておられます。

○政府委員(濱田成徳君) 最後に大臣のおっしゃつたことについて、失効したと、効力を失つたと申しますことは、昨年の十月の末に停止条件付の予備免許を与えたわけでございますが、それが本年の三月三十一日までこういふ条件が具備せられなければ失効するのでありますが、それが三月の末までに充足されないところが一件、それがラジオ福島というわけであり得る。なお、先ほど大臣が申されましたマス・コミュニケーションの独占といふ問題、これにつきまして少しく補足させていただきます。これにつきましては、昨年のテレビジョンの大量の予備免許のよつてたつたところの根拠の一つには、最も大きなものにはマス・コミの独占排除があつたわけですが、これにつきまして免許方針、条件といふよりも免許方針といつた方がいかんと思ふのでございまして、免許方針を政府と申請者との間に相談の結果作りまして、それによつてかような免許を与える、その精神があくまで満たされるやうに、あらゆる努力を今日でもはかつておられます。おむね最初の希望のやうに、計画のやうに進行しておると思ひます。しかし、多少ここに疑義のある問題もあるものであります、たとえば新聞事業者とそれから放送事業者が兼ねるといふやうな問題に多少疑義がある場合もありますけれども、そういう場合に、率直に私どもの方から意見を開陳しまして、なるべく最初の方針通りやつてもらいたいといふ申し入れをいたしました、そのやうにさしてもらつております。でございしますので、多分大がいのところは、三十四社三十六局の予備免許を与えたわけでございますけれども、大がいのところは最初の条件通りに事が進むものと確信しております。

○山田節男君 時間が大へんおそくなりましたが、委員会もこれからあまり開く機会もちよつとないと思ひますので、ちよつと二つだけお聞きしておきたい。濱田電波監理局長にお伺ひしたいんですが、過日のカラー・テレビジョンの標準方式に関するモスコイ議の結論ですね。結論だけ一つ簡単に伺ひたい。

○政府委員(濱田成徳君) 先日モスコイの無線通信諮問委員会に出席いたしました日本代表が歸つて参りました。きつめて簡単に報告を取つた結果を申し上げます。それによりますと、カラー・テレビの標準方式は世界的に統一するやうな結末には参りません、来年の無線通信諮問委員会の総会までに結論を持ち越そうといふことになつたといふのが簡単な結論でございます。ついでをもつて申し上げますといふと、ソ連は大体NTSC方式のソ連版といふやうなものをやつてゐるのであります。非常に熱心にやつてゐるやうでございます。しかし、それと西側のアメリカはもう、イギリスあるいは西ドイツ、イタリア等々とも非常に違ふのであります、それを統一しよう、たとえば走査線の数を同じにしようとか、あるいはバンド幅の、メガとか七メガと申しますバンド幅を同じにしようとか、そういうふうな技術方式を統一するといふことにつきましては意見が一致しませんので、これはもう少し研究して情勢を見よう、来年四月、これは多分アメリカのロスアンゼルスで開かれるだろうと思ふのでありますが、その会議まで持ち越そうではないか、そういつたわけでありまして、決定的なことには相なりません。

○山田節男君 郵政大臣に、これは先

ほど来、鈴木、それから光村君の質問に対する答弁があったのですが、日の浅い大臣が、これから御勉強になるという事は、私はもつともだと思ふんです。今、電波監理局長の御答弁にあるように、カラー・テレビジョンの方式については、まだ決定的な結論が出ていないわけですが、しかるに政府は、現在NHKにはUHF、VHF、それからNTVに対してVHFのカラー・テレビジョンの実験放送をやっている。自來このカラー・テレビジョンをめぐりまして、早くカラー・テレビジョンを正式放送にしてくれという主として民間側の希望があったわけですが、しかし、濱田監理局長の御報告にあったように、今後のカラー・テレビジョンの標準方式の結論は、明年のアメリカにおける会議で最後の解決、結論が出るかもしれません。しかし、今日の日本の白黒テレビジョンの発達、経済力から見ても、また日本の経済力から見ても、カラー・テレビジョンというのは、これは時期尚早である。これは私は、政府もこの点については異論がないと思います。しかるにこのカラー・テレビジョンの実験放送から本放送に移行することについて担当暗躍、盲動といふ語彙があるかも知れませんが、相当これに對する強い要求があるという事は事実なんです。これは、寺尾大臣御承知のように、われわれが一九五一年にアメリカに行つて、カラー・テレビジョンの標準方式がいかにあるべきか、白黒テレビジョンの標準方式がいかにあるべきかということ、実地の最高の權威者に會つて、歸つてきて、われわれは當時の電波監理委員会にGHQの

命令があるにもかかわらず、慎重に方式を出したという経緯から見ても、カラー・テレビジョンの完成として時期尚早だということ、私は、これはすみやかに政府の意思として声明する必要があると思ひます。従つて、その理由が白黒テレビジョンの現在の発達の状況から見ると、経済力、それからまだ標準方式が國際的な決定を見ていない、この点からして私は時期尚早であるということ、すなわち政府は寺尾郵政大臣あるいは岸首相を通じて天下に声明するべきものである、かように私は考へております。

それから同時に、今日まで行われておるカラー・テレビジョンの本放送移行に關するいろいろな動靜を見ますと、昭和二十六年、七年にかけての日本のテレビジョン放送の標準方式の問題と、それから放送を、民間放送を先にするか、公共放送を先にするか、同じような状態が今日起つておるわけですが、私から申せば、電波監理委員会の出した白黒テレビジョンの標準方式あるいは民間のNTVに最初に予備免許を与えたという事は、これは非常な失敗であつた。失敗であつたというよりも、過失であつたと私は信じております。ことにカラー・テレビジョンに至りましては時期尚早であるという事を声明されると同時に、おそろ今後大臣あるいは政務次官あるいは事務次官、あるいは電波監理局長に對していろいろな陳情、策動があるのでないかと思ひます。ですから、これはやはり白黒テレビジョンの失敗を繰り返さないように、大臣並びに首脳部の方々は慎重な態度をとつてもらつて、これは今、大臣が所信を聲明されるべき

ですが、あまりききよりは時間が短かいから、研究が足りないとおつしやるだろうと思つたので、私はお願いにかえておきますけれども、これは重大な問題でありますから、大臣にこのことを強く御要望申し上げ、電波監理局長あるいは政務次官とも一つよく十分御検討願つて、こいねがわくはもう早計な輕率なことはしてもらいたくないということ、私はこれは御注意と御要望とを兼ねて申し上げておきます。

それからもう一つは、電電公社の總裁が見えておりますから、大臣の目の前で私は申し上げておきます。それは、今年度から第二次の電電公社の五カ年計画を発表された。二十八回國會において、これに對する計画の概要書を見まして、梶井總裁に對して、電氣通信事業、特に電話電信事業はこれはオートメーション化するということ、寺尾大臣も實地に御存じのことです。不可避的なものであります。五カ年計画によつて最終年度六〇%が自動的なダイヤル化する。しかし、今日の世界情勢から見れば、三十八年度に六〇%しかダイヤル化できないということは、これは大臣のお言葉ではないけれども長引いておる。これは私しろうとでありますけれども、昨年アメリカの電話事業の實際をわれわれが寺尾大臣とともに見学した際、電話施設について市外通話の計算、料金、時間、これが全部オートメーション化している。電話の中継もいわゆる電子工学の発達によりまして、エレクトロニックス・コンピュータ、これは交換手がつと要らなくなる。こういうようなことが必ず来る。また、それに應じな

は困るわけです。そこで、二十八國會にも梶井總裁にも申し上げたのです。が、この第二次五カ年計画におきまして、単なる電話の増設というばかりではなく、オートメーション化を絶対にやらなければいかぬ。そうなりますと、先ほど鈴木委員が言いましたように、いわゆる労働力の排除、人員の排除ということが必然的に起きてくるわけですが、これは五カ年計画によらず、オートメーション化するのには當然人員排除ということが問題になるからして、人員を排除しないように経営を続けていくためには、五カ年計画と同時に、やはり人的面をどういうふうにするのかという計画をあらかじめしておりませんと、こうなつたのだからやめろというのじゃこれはいけない、そういうことを私は申し上げておいたのですが、梶井總裁にお伺いしますが、五カ年計画に關連してこういう人的要素に關するオートメーション化と同時に、人員の配置というものの変更が將來どうなるかということ、必ず重要な案件として考えを立ててもらいたいという事、私はこいねがわくはもう早計な輕率なことはしてもらいたくない、そして、そういうことについて手を付けておられるのかどうか、この点を一つお伺いしておきたい。

○説明員(梶井) 答へ申し上げて、五カ年計画の遂行に關連しまして、当然公社といたしましては、要員問題を重大な問題として考えております。従ひまして前國會の委員会におきましても、委員の皆さんから御質問がありまして、若干の資料はすでに御提出してございます。

なお、各年度あるいはなるべく早い機会をもちましてさらに具體的な実行案というものを組合側に提起いたしまして、双方とも十分協議しまして決定していくという協約も作りまして、大體見通しとしましては、全國的に見ましても、これらにつきましてもまずい配置をしないで済むような措置を、第二次五カ年計画におきましてはとれるという見通しでやつておるわけでございます。しかし、それにつきましては、通勤可能な距離、こいねがわくは、この度ではなかなか解決つかぬ問題なので、これはやはり職員の方々の協力を得るということ、計画の事前協議というふうな形で進めまして、この点につきましては大体円満にいくという方向で考へております。

○山田節男君 これは、ことに五カ年計画でオートメーション化に伴う要員の排除、要員が少くならざるを得ない。このことについて、これは絶対条件ですから、五カ年計画の大まかでもいから、全体的な、オートメーション化したらどうなるか、何千人要らなくなるかという事を私は、すぐということではむずかしいだろうと思うのですが、初年度においてこれだけのものをどりしてもオートメーション化せざるを得ない、そうすれば幾らの要員がこれは余る、ということは大體の予算が立てば目算がつくだろうと思ひます。私は、これはことに西ドイツで感じたことですが、あれほどオートメーションの徹底している國は、まず経営者側でそういうものをきめまふと、事

前に労働組合の代表と、この要員排除の部分はどうか、どうしてもオートメーション化せざるを得ないということ、相互にきわめて協力的に、ざつとばらんに示し、また労働組合の方も、これに対する率直な意見をこれに加えて、そしてそこに結論を出して、そのプランを執行していくということ、非常にスムーズにいくとおる。これはアメリカもそういうふうによつては、だから、この電話事業のごときは、そういう必然的な運命において犠牲者を出さないということは至上命令でありますから、一年ごとでもいいから、そういうものができれば、これは何も国会に資料としてお出し願いたいというところは言えない極秘の問題の部分もあるだろうと思いますが、しかし、少くとも労働組合に対しては率直にその点を、事前に示されて、やはりあなたの方の経営の誠意を持って、どうしてもこうせざるを得ないのだというところによつて案を示されれば、組合といえども経営者の方の信頼と誠意があれば、十分またこれに対して誠実にこれを協議する。これは当然私はそれだけの用意はされて、またされるべきものだと思うのです。ですから、この点は一つおそくならない前に、事前に一つ、少くとも当事者においては、労使双方で話し合うということとは、事前に行うということは、ぜひやつてもらいたい。これは私の希望ですが、従つて寺尾郵政大臣にお願い申し上げますが、この電気通信事業——放送も加えてであります。オートメーション化しないために、今日一年おくれれておりますと、非常にサービスが悪くなる。正確と迅速を尊

ぶ放送も加えて、電気通信事業というのは、それほど時代の技術、科学の進歩に追われているわけですから、これに対する、たとえば放送事業あるいは電電公社、こういうものに対する資金の融通、建設事業、こういうものに對しては、これは私は田中、あるいは前々大臣の平井郵政大臣がいろいろ努力されたことは認めますけれども、寺尾郵政大臣としましては、よりテンポを早めておる今日におきまして、そういう方面におきましては、やはり電気通信事業、放送等、そういうものにおきまして、どうしてもやらなくちゃならぬというものにつきまして、資金上の何といひますか、協力、政治的な面において協力願うということ、郵政大臣が一つ責任を持つて今後おやり願いたいということ、これも私はまだ所信の開陳がございせんから、ただ私は、あなたばかりの電気通信委員であり、その事業には相当精通しておられる方でありまして、特にこのことを期待し、強くお願い申し上げます。発言を終わります。

○鈴木強君 電波監理局長にお願いしたいのですが、三十三年度のNHKの予算の審議の際に問題になりました外国放送の、NHKに対する命令書、これを一つ次の委員会までに、簡単だと思ひますから、資料として御提出願ひたいと思ひます。これは委員長、一つ取り計らつていただきたい。

○政府委員(濱田成徳君) 承知いたしました。

○委員長(宮田重文君) 以上をもつて、本日の委員会は散会いたします。午後五時四十三分散会

六月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案
お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律

第一条の前に見出しとして「(お年玉つき郵便葉書の発行)」を附する。

第二条中「左に掲げる事項」を「次に掲げる事項」に改める。

第三条の前に見出しとして「(お年玉の交付等)」を附する。

第五条を次のように改める。

(寄附金つき郵便葉書等の発行)
第五条 郵政省は、寄附金を郵便に

関する料金に計算した額の郵便葉書(お年玉つき郵便葉書を含む。)又は郵便切手(以下「寄附金つき郵便葉書等」と総称する。)を発行することができる。

2 前項の寄附金は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体、風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う団体、がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の

學術的研究及び治療を行う団体又は原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

3 前項の団体は、第一項の規定により寄附金つき郵便葉書等を発行するつど、その発行前に、郵政大臣が政令で定めるところにより指定するものとする。

4 郵政大臣は、第一項の規定により発行する寄附金つき郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を告示しなければならぬ。ただし、当該寄附金つき郵便葉書等が、寄附金つきのお年玉つき郵便葉書である場合には、当該お年玉つき郵便葉書に係る第二条の規定による告示の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を告示すれば足りる。

一 寄附目的
二 発行の数
三 充たばき期間
四 附加される寄附金の額
五 寄附金の配分を受ける第二項の団体の名称

5 寄附金つき郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならぬ。

第五条の次に次の三十二条を加える。

第六条 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類充たばき所において寄附金つき郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金つき郵便葉書等に表示されている額の寄

附金を、当該寄附金つき郵便葉書等につき前条第四項の規定により告示された寄附目的をもつて、郵便募金管理会に寄附したものとす

2 郵便局は、前項の寄附金(以下「寄附金」といふ。)を遅滞なく郵便募金管理会に送付するものとする。

3 郵便募金管理会は、前項の規定により寄附金の送付を受けたときは、当該寄附金つき郵便葉書等の発行及び充たばき並びに寄附金の送付のため郵政省において特に要した費用を郵政省に納付しなければならぬ。

4 前項の費用の額は、郵政省と郵便募金管理会との協議によつて定める。

(配分金額の決定等)

第七条 郵政大臣は、第五条第一項の規定により寄附金つき郵便葉書等が発行したときは、当該寄附金つき郵便葉書等に係る充たばき期間が経過した後、当該寄附金つき郵便葉書等につき同条第四項の規定により告示した同項第五号の団体(以下「配分団体」といふ。)ごとに、当該団体に対する寄附金の配分額を決定するものとする。

2 郵政大臣は、前項の規定による決定をするに当つては、当該配分に係る寄附金(以下「配分金」といふ。)の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

3 郵政大臣は、第一項の規定による決定をし、又は前項に規定する

事件を定めるには、あらかじめ当該寄附金つき郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣と協議し、かつ、郵政審議会にはからなければならぬ。

4 郵政大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、配分団体ごとの配分金の額を公示するとともに、その額及び第二項に規定する事項を定めた場合にあつてはその事項を当該配分団体及び郵便募金管理会に通知しなければならない。

(配分金交付契約)

第八条 前条第四項の規定による通知を受けた配分団体は、郵便募金管理会に対し、当該通知に係る配分金につき配分金交付契約を締結すべき旨を申し入れることができる。

第九条 郵便募金管理会は、配分団体から前条の規定による申入を受けたときは、遅滞なく、その申入に基づき、当該配分団体を相手方として配分金交付契約を締結しなければならない。

第十条 配分金交付契約においては、郵政大臣の定めるところにより、配分金の交付、配分金の使用、配分金の使途について郵便募金管理会の行う監査及び主該監査の結果に基づく配分金の返還に關し必要な事項を約定するものとする。

2 郵政大臣は、前項の監査に係る約定事項に關し同項の規定による定をしようとするときは、当該配分金に係る事業を所管する大臣と協議しなければならない。

(郵便募金管理会の目的及び法人格)

第十一条 郵便募金管理会(以下「管理会」という。)は、寄附金の出納及び配分金の使途の適正を図ることを目的として設立される法人とする。

(事務所)

第十二条 管理会は、事務所を東京都に置く。

(登記)

第十三条 管理会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第十四条 管理会でない者は、郵便募金管理会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、管理会に準用する。

(役員)

第十六条 管理会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

第十七条 理事長は、管理会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理

事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、管理会の業務を監査する。

第十八条 役員は、郵政大臣が任命する。

2 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ

(役員の欠格条項)

第十九条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

三 政党の役員

(役員の解任)

第二十条 郵政大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 郵政大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると認めるとき。

(役員員の兼職禁止)

第二十一条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、郵政大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認

めて許可したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十二条 管理会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が管理会を代表する。

(役員及び職員地位)

第二十三条 管理会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第二十四条 管理会、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 寄附金の受入及び保管

二 配分金の交付及び配分金に係る返還金の受入

三 交付に係る配分金の使途についての監査

四 前三号の業務に附帯する業務(業務方法書)

第二十五条 管理会は、業務開始の際、業務方法書を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、寄附金の受入の手続、保管の方法、配分金の交付及び配分金に係る返還金の受入の手続、監査の方法及び手続、公示の方法その他管理会の業務の執行に關し必要な事項を記載しなければならない。

(監査結果の報告)

第二十六条 管理会は、配分団体に対し配分金の使途についての監査

を行つたときは、遅滞なく、その監査の結果を郵政大臣及び当該配分金に係る事業を所管する大臣に報告しなければならない。

(事業年度)

第二十七条 管理会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 管理会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(事業計画等)

第二十八条 管理会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度の開始前に郵政大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(事業報告書等)

第二十九条 管理会は、毎事業年度、事業報告書を作成し、これに当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に郵政大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理会は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、事業報告書の概要を公示するとともに、事業報告書をその事務所に備えて置かなければならない。

(余剰金の運用)

第三十条 管理会は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 郵便貯金又は銀行若しくは郵政大臣の指定するその他の金融機関への預金

二 国債その他の有価証券で郵政大臣の指定するものの取得

(業務の執行に要する費用)

第三十一条 管理会は、郵政大臣の認可を受けて、寄附金の一部をその業務の執行に要する費用に充てることができる。

2 前項の規定により管理会がその業務の執行に要する費用に充てることができる額は、寄附金の額の百分の二をこえることができない。

(監督)

第三十二条 管理会は、郵政大臣が監督する。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、管理会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第三十三条 郵政大臣は、必要があると認めるときは、管理会に対して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に管理会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(解散)

第三十四条 管理会の解散については、別に法律で定める。

第三十五条 第三十三条第一項の規

定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした管理会の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした管理会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 第九条の規定に違反して配分金交付契約を締結せず、又は第十条第一項の規定に違反して配分金交付契約を締結したとき。

二 この法律の規定により郵政大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

三 第十三条第一項の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

四 第二十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第二十六条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第二十九条第二項の規定に違反して、事業報告書の概要を公示せず、又は事業報告書を備えて置かなかつたとき。

七 第三十条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第三十二条第二項の規定による郵政大臣の命令に違反したとき。

第三十七条 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便募金管理会の設立)

2 郵政大臣は、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に關する法律(以下「新法」という。)第十八条第一項の例により、郵便募金管理会(以下「管理会」という。)の理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、管理会の成立の時に於いて、新法の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4 郵政大臣は、設立委員を命じて、管理会の設立に關する事務を処理させる。

5 設立委員は、管理会の設立の準備を完了したときは、その旨を郵政大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7 管理会は、設立の登記をすることによつて成立する。

8 新法第十四条の規定は、この法律

律の施行の際現に郵便募金管理会という名称を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

9 管理会の最初の事業年度は、新法第二十七条第一項の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

10 管理会の最初の事業年度の事業計画並びに収入及び支出の予算については、新法第二十八条中「事業年度の開始前に」とあるのは、「管理会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

11 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本赤十字社」の下に、「郵便募金管理会」を、「日本赤十字社」の下に、「お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に關する法律」を加える。

(所得税法の一部改正)

12 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「社会福祉法人」の下に、「郵便募金管理会」を加える。

(法人税法の一部改正)

13 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「社会福祉法人」の下に、「郵便募金管理会」を加える。

14 (地方税法の一部改正)
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「社会福祉法人」の下に、「郵便募金管理会」を加える。